

伊丹市上下水道局指定給水装置工事事業者の事業廃止について

伊丹市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年3月9日水道規程第2号)第6条の規定により指定工事業者から給水装置工事の事業廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和8年4月10日

伊丹市上下水道事業管理者
大西 俊己

記

- | | |
|-----------|----------------|
| 1 指 定 番 号 | 第 161 号 |
| 2 指定工事業者名 | (株)中の島商会 |
| 3 所 在 地 | 尼崎市上坂部2丁目6番10号 |
| 4 代表者職氏名 | 代表取締役 熱田 敏広 |
| 5 廃 止 日 | 令和8年4月7日 |